

住まいに関する支援制度一覧

市町村名:神流町

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	定住促進住宅資金利子補給	住宅を新築、増築又は改築する場合、借入金に対して利子補給をしています。 対象資金の限度額は1,000万円、借入利率の1/2とし、年3%を限度として利子補給する。	町内に居住又は居住を予定する者	1,000万円	借入利率の1/2とし、 年3%を限度	5年			総務課	0274-57-2111 (内線177)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=177	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	神流町高齢者住宅改造費補助金	居住する家屋の老朽等により日常生活を営むことに支障があるために、バリアフリーを伴う家屋又は建具の補修等を行う工事 (手すりの取付、廊下・便所等のスペース拡張、便所・浴室と寝室の距離短縮、その他これらバリアフリー工事に必然的に付随する工事)	本町に居住し住民票のある前年度所得税非課税世帯で以下のいずれかの者 ①要介護2以上の60歳以上の者と同一の世帯員 ②要介護1以下(自立も含む)の60歳以上のひとり暮らしの高齢者及び60歳以上の世帯	1世帯につき1度 50万円					保健福祉課	0274-57-2111 (内線267)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=121	
リフォーム資金 (高齢者住宅改造費助成事業等)	助成	神流町住宅改造費補助金	住宅部分の機能若しくは性能を維持又は向上させるために、家屋又は建具の補修及び増改築等を行う工事 (手すりの取付、廊下・便所等のスペース拡張、便所・浴室と寝室の距離短縮、その他町長が特に認める工事)	本町に居住し住民票のある前年度所得税非課税世帯で以下のいずれかの者 ①65歳以上の者がいる世帯 ②身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者がいる世帯 ③18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯	5年毎に1度申請可 20万円					保健福祉課	0274-57-2111 (内線267)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=236	
合併処理浄化槽設置費	助成	神流町戸別合併処理浄化槽整備事業	浄化槽本体の設置工事を町が行う (配管工事及びトイレ改修等は個人負担)	住宅、事務所	規模により異なる			2021年7月30日	5基	住民生活課	0274-57-2111 (内線144)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=144	
住宅家賃	助成	I・Uターン者定住奨励事業	世帯主の年齢が満50歳以下のI・Uターン者が定住するために借家に入居し、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者に対し、5年間支給する。	公務員を除く、I・Uターン者	10,000円 / 月		5年間 (60ヶ月)			総務課	0274-57-2111 (内線117)	http://www.town.kanna.gunma.jp/?page_id=177	